⑺　ずわいがに

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数量 |
|---|---|
| | |

㈱　数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第７　大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

漁業者等による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

第８　第２種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

１　漁獲努力可能量の設定は、資源状況等を踏まえて資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、資源管理指針により減船、休漁、保護区域の設定などの漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために用いることとする。

２　第２種特定海洋生物資源ごとの平成24年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の⑴～⑻のとおりとする。

⑴　あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第１項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。）のうち手繰第１種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第６号）第１条第１項第１号に規定する種類のものをいう。以下同じ。）の漁獲努力量で22,320（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海域 | 期間 | 係数 |
|---|---|---|---|
| 沖合底びき網漁業（うち１そうびき） | 東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分９秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く） | 平成24年４月１日から平成24年５月31日まで | 2 |
| 沖合底びき網漁業（うち２そうびき） | 東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海 | 平成24年４月１日から平成24年５月31日まで | 6 |
| 小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業） | 石川県の地先水面から京都府の地先水面（日本海に限る）まで | 平成24年４月１日から平成24年５月31日まで | 1 |

⑵　いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、１月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616（隻日）とする。

| 採捕の種類 | 海域 | 期間 |
|---|---|---|
| 沖合底びき網漁業 | 北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海 | 平成24年７月１日から平成24年８月31日まで |

⑶　さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第１種漁業の漁獲努力量で62,818（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海域 | 期間 | 係数 |
|---|---|---|---|
| 沖合底びき網漁業 | 北緯42度１分東経143度９分２秒の点（旧幌泉灯台中心点）と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋 | 平成24年５月１日から平成24年６月30日まで | 10 |
| | 青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋 | 平成24年３月１日から平成24年４月30日まで | |
| | 岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋 | 平成24年２月１日から平成24年３月31日まで | |
| 小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業） | 青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面 | 平成24年５月１日から平成24年６月30日まで | 1 |

⑷　さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、３月から翌年２月までのさわら流し網漁業（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成８年農林水産省令第31号。以下「省令」という。）第１条第６号に規定するさわら流し網漁業をいう。以下同じ。）の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海域 | 期間 | 係数 |
|---|---|---|---|
| 中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの） | 瀬戸内海 | 平成24年６月１日から平成24年８月31日まで | 10 |
| はなつぎ網漁業 | | 平成24年５月６日から平成24年６月15日まで | 5 |